

国民健康保険 1人当たり医療費

格差 約1.4倍

28年度		
1	京丹後市	342,164
2	木津川市	349,558
3	与謝野町	352,982
4	八幡市	353,462
5	綾部市	353,862
6	亀岡市	355,530
7	京都市	357,204
8	大山崎町	359,724
9	和束町	359,966
10	久御山町	365,982
11	伊根町	369,135
12	舞鶴市	370,700
13	南丹市	371,101
14	精華町	373,155
15	宇治市	377,138
16	宇治田原町	380,823
17	京丹波町	381,829
18	宮津市	390,165
19	京田辺市	394,970
20	長岡京市	395,021
21	井手町	398,595
22	福知山市	399,382
23	向日市	401,958
24	城陽市	404,274
25	南山城村	432,093
26	笠置町	460,545
	市平均	364,718
	町村平均	372,510
	市町村平均	365,150

格差 約1.3倍

29年度		
1	木津川市	356,991
2	宇治田原町	357,610
3	和束町	358,792
4	八幡市	362,138
5	京都市	365,724
6	京丹後市	365,959
7	大山崎町	368,123
8	舞鶴市	371,589
9	伊根町	375,802
10	与謝野町	376,872
11	井手町	378,411
12	亀岡市	382,806
13	南丹市	383,546
14	宇治市	386,286
15	精華町	389,238
16	京田辺市	393,954
17	綾部市	394,587
18	京丹波町	397,460
19	久御山町	398,851
20	宮津市	400,440
21	長岡京市	401,584
22	向日市	404,836
23	福知山市	410,257
24	城陽市	413,050
25	南山城村	416,161
26	笠置町	449,055
	市平均	374,307
	町村平均	384,189
	市町村平均	374,854

格差 約1.2倍

30年度		
1	南山城村	345,089
2	大山崎町	354,998
3	井手町	365,577
4	京都市	367,798
5	与謝野町	369,321
6	木津川市	370,425
7	京丹後市	377,220
8	八幡市	377,842
9	和束町	380,514
10	舞鶴市	383,080
11	精華町	387,187
12	久御山町	388,410
13	亀岡市	389,555
14	宇治田原町	389,659
15	伊根町	389,866
16	宇治市	390,083
17	京田辺市	392,888
18	京丹波町	401,931
19	南丹市	403,645
20	福知山市	404,347
21	綾部市	404,573
22	宮津市	404,765
23	長岡京市	406,043
24	向日市	411,007
25	城陽市	412,006
26	笠置町	413,828
	市平均	378,113
	町村平均	380,654
	市町村平均	378,252

国民健康保険 1人当たり保険料調定額

格差 約2.0倍

28年度		
1	伊根町	48,145
2	綾部市	67,622
3	笠置町	70,980
4	京丹後市	71,813
5	京丹波町	72,962
6	南丹市	74,440
7	舞鶴市	76,416
8	向日市	77,047
9	京都市	77,281
10	与謝野町	77,863
11	南山城村	78,465
12	井手町	79,468
13	京田辺市	80,493
14	福知山市	82,092
15	宇治市	82,351
16	宮津市	83,180
17	大山崎町	83,767
18	亀岡市	84,342
19	八幡市	88,164
20	城陽市	88,541
21	木津川市	88,761
22	長岡京市	92,183
23	久御山町	92,307
24	和束町	93,157
25	精華町	95,107
26	宇治田原町	95,137
	市平均	79,361
	町村平均	84,995
	市町村平均	79,674

格差 約1.9倍

29年度		
1	伊根町	49,296
2	綾部市	67,520
3	笠置町	72,626
4	京丹後市	73,423
5	京丹波町	75,100
6	南丹市	75,484
7	舞鶴市	76,346
8	京都市	77,129
9	南山城村	78,226
10	京田辺市	79,575
11	与謝野町	79,856
12	井手町	81,200
13	向日市	81,378
14	福知山市	81,422
15	宇治市	82,189
16	大山崎町	83,883
17	亀岡市	84,436
18	宮津市	84,715
19	八幡市	86,099
20	城陽市	87,478
21	木津川市	89,018
22	長岡京市	91,715
23	久御山町	93,392
24	精華町	93,520
25	和束町	93,997
26	宇治田原町	94,529
	市平均	79,273
	町村平均	85,637
	市町村平均	79,625

格差 約1.8倍

30年度		
1	伊根町	55,491
2	笠置町	63,164
3	綾部市	67,051
4	宮津市	68,993
5	南丹市	72,829
6	与謝野町	73,926
7	舞鶴市	73,989
8	京都市	74,082
9	京丹波町	74,424
10	京丹後市	74,490
11	亀岡市	76,914
12	宇治市	78,220
13	京田辺市	79,426
14	井手町	79,427
15	福知山市	80,514
16	大山崎町	83,059
17	八幡市	83,743
18	城陽市	85,430
19	向日市	85,512
20	南山城村	87,544
21	宇治田原町	89,618
22	長岡京市	90,026
23	木津川市	90,711
24	精華町	94,786
25	久御山町	97,904
26	和束町	98,083
	市平均	76,568
	町村平均	85,295
	市町村平均	77,047

※介護分調定額を除く。

国民健康保険料(税)収納率速報値 － 全被保険者・現年度分 －

◎H30年度:速報値

保険者名	H28			H29			H30		
	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位
京都市	93.49	0.14	23	94.13	0.64	20	94.50	0.37	21
福知山市	94.13	0.54	19	94.24	0.11	19	94.44	0.20	22
舞鶴市	93.99	▲ 0.01	20	94.52	0.53	18	94.72	0.20	20
綾部市	96.16	0.29	6	96.21	0.05	7	96.12	▲ 0.09	14
宇治市	93.55	▲ 0.28	22	94.12	0.57	21	94.27	0.15	23
宮津市	95.40	0.43	13	95.83	0.43	12	96.41	0.58	10
亀岡市	92.63	0.06	25	93.23	0.60	25	94.82	1.59	18
城陽市	94.55	0.59	17	94.75	0.20	17	94.78	0.03	19
向日市	95.91	0.78	8	96.26	0.35	6	96.76	0.50	5
長岡京市	95.19	0.13	15	95.46	0.27	15	95.87	0.41	15
八幡市	92.53	0.55	26	93.18	0.65	26	93.14	▲ 0.04	25
京田辺市	96.36	▲ 0.16	4	96.35	▲ 0.01	5	96.47	0.12	9
京丹後市	95.74	0.18	9	96.16	0.42	8	96.15	▲ 0.01	13
南丹市	95.68	0.47	10	95.25	▲ 0.43	16	95.73	0.48	16
木津川市	95.32	0.37	14	95.82	0.50	13	96.19	0.37	12
市計	93.88	0.17	/	94.41	0.53	/	94.77	0.36	/
大山崎町	96.81	0.69	2	97.45	0.64	3	96.65	▲ 0.80	7
久御山町	93.69	0.77	21	93.61	▲ 0.08	23	94.19	0.58	24
井手町	92.89	▲ 1.10	24	93.40	0.51	24	92.72	▲ 0.68	26
宇治田原町	95.57	▲ 0.18	12	95.97	0.40	10	95.72	▲ 0.25	17
笠置町	94.39	1.44	18	93.68	▲ 0.71	22	96.74	3.06	6
和束町	95.66	1.02	11	95.91	0.25	11	97.10	1.19	3
精華町	96.44	▲ 0.21	3	96.93	0.49	4	97.38	0.45	2
南山城村	94.67	▲ 0.08	16	97.70	3.03	2	96.60	▲ 1.10	8
伊根町	99.35	1.10	1	97.72	▲ 1.63	1	97.68	▲ 0.04	1
京丹波町	96.24	1.06	5	95.65	▲ 0.59	14	97.04	1.39	4
与謝野町	96.14	0.59	7	96.15	0.01	9	96.27	0.12	11
町村計	95.64	0.36	/	95.87	0.23	/	96.16	0.29	/
市町村計	93.98	0.18	/	94.50	0.52	/	94.85	0.35	/

※1 分母から居所不明者分調定額を除き、小数点第3位四捨五入

※2 網掛けは、京都地方税機構参加21市町村(南丹市はH26.4、亀岡市及び八幡市はH30.4に移管)

平成30年度 京都府内の市町村国保の状況

市町村名	被保険者数 平均 (人)	1人当たり 医療費 (円)	1人当たり 保険料 調定額 (円) ※1	保険料 現年度 収納率 (%)	1人当たり 所得 (円) ※2	決算補填等 目的の一般 会計繰入 (千円)
京都市	313,134	367,798	74,082	94.50	614,716	
福知山市	15,084	404,347	80,514	94.44	481,477	
舞鶴市	17,824	383,080	73,989	94.72	468,395	
綾部市	7,821	404,573	67,051	96.12	428,951	
宇治市	40,335	390,083	78,220	94.27	522,376	
宮津市	4,922	404,765	68,993	96.41	488,153	
亀岡市	20,145	389,555	76,914	94.82	536,622	
城陽市	18,562	412,006	85,430	94.78	530,981	
向日市	11,535	411,007	85,512	96.76	636,301	
長岡京市	15,393	406,043	90,026	95.87	669,930	
八幡市	17,605	377,842	83,743	93.14	570,891	
京田辺市	13,539	392,888	79,426	96.47	645,279	105,264
京丹後市	14,680	377,220	74,490	96.15	498,275	
南丹市	7,623	403,645	72,829	95.73	454,967	
木津川市	15,727	370,425	90,711	96.19	632,077	
大山崎町	3,030	354,998	83,059	96.65	638,283	
久御山町	4,295	388,410	97,904	94.19	744,077	
井手町	1,894	365,577	79,427	92.72	494,408	16,000
宇治田原町	2,287	389,659	89,618	95.72	643,856	
笠置町	397	413,828	63,164	96.74	532,519	
和束町	1,459	380,514	98,083	97.10	732,402	
精華町	6,838	387,187	94,786	97.38	633,363	3,149
南山城村	848	345,089	87,544	96.60	648,165	
伊根町	642	389,866	55,491	97.68	532,008	
京丹波町	3,810	401,931	74,424	97.04	457,591	
与謝野町	5,477	369,321	73,926	96.27	493,434	
京都府	564,906	378,252	77,047	94.85	586,380	124,413
全国(H29)	28,702,416	362,159	87,396	92.45	691,621	1,751億円

※1 「保険料調定額」には、介護納付金分を含んでいない。

※2 「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。(一般被保険者のみ)

- ・ 1人当たり所得は、「国民健康保険実態調査 平成30年度 速報(保険者票編)」を基に作成
- ・ 決算補填等目的の一般会計繰入は、「国民健康保険事業実施状況報告書」を基に作成
- ・ 上記以外は、「国民健康保険事業年報 平成30年度」を基に作成

京都府国民健康保険運営方針について

－皆で支える京都あんしん国保プラン－

基本的事項

～国民皆保険制度を支える国保を市町村とともに維持～

①国保改革の経過と目的

- ・市町村国保は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料の負担が重い」など構造的な課題があり、今後も高齢化の進展等に伴い、医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通し
- ・国民健康保険法の改正により、平成30年度から財政運営を都道府県単位化し、運営の安定化と事業の広域化を推進
- ・広域自治体である都道府県は財政運営を担い、市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定・賦課、保健事業等を担う。

②国保運営方針の策定根拠

- ・国民健康保険法第82条の2

③対象期間

- ・平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで(原則3年ごとに見直し)

国民健康保険の医療に要する費用及び財政見通し

～京都府が中心となり国保財政の安定運営を推進～

①医療費の動向

- ・京都府の1人当たり医療費は増加傾向(過去5年間の平均伸び率は約3%)

②国保財政の現状

- ・京都府の国保被保険者1人当たり所得は全国平均の約8割、保険料の減額を受けている世帯は約6割

③市町村国保会計の赤字削減等の取組

- ・赤字市町村はその要因を分析し、赤字削減等の取組を検討

④財政安定化基金(新設)の活用

- ・保険料収納額の不足時：無利子貸付
- ・災害の発生等特別な事情がある時：2分の1を上限として対象市町村へ交付
*原則、交付を受けた市町村、府、国で3分の1ずつを補填

国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法

～市町村と連携し、新制度への円滑移行を推進～

①基本的な算定方法

- ・市町村の医療費水準を納付金及び標準保険料率に反映(中長期的には保険料率の統一を目指す)
- ・新旧保険料の比較には過去の繰入実績等を勘案

※府内市町村間の保険料格差：約2倍

医療費格差：約1.4倍

②納付金の算定方法

- ・所得割、均等割、世帯割の3方式を採用
- ・医療費指数の反映割合(α)は、1
- ・所得水準(全国平均の約8割)を反映

③激変の緩和

- ・新制度への移行により、急激に保険料が変動しないよう激変緩和措置を実施
- ・期間：保険料率の推移を踏まえ検討(国保財政安定化基金のうち特例分を活用できる平成35年度(2023年)までを基本的目安とする)

保険料徴収、保険給付の適正実施

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

①保険料収納率

- ・京都府平均収納率は上昇傾向にあり、全国的にも上位

②収納率目標

- ・過去の実績をベースに目標収納率を設定

③収納対策

- ・口座振替の推進
- ・国保連と連携した市町村向け研修会の実施、アドバイザーの派遣 等

④第三者行為求償等の取組充実

- ・第三者行為求償の取組強化に向け、国保連と連携した求償アドバイザーの招聘研修、損害保険会社との取り決めの締結等

保健事業の充実（健康寿命の延伸）

～市町村等と連携した健康の維持・増進対策を促進～

①他計画との連携

- ・「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」等との連携

②特定健診・特定保健指導の実施率向上

- ・先進的取組好事例研修の実施等

③後発医薬品への理解促進

- ・先進的取組好事例研修の実施等

④糖尿病等の重症化予防

- ・京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及を図り、事業を実施する市町村を拡大

⑤きょうと健康長寿・未病改善センター事業等による市町村支援

- ・市町村のデータヘルス計画策定や事業評価に係る支援を行い、効果的、効率的な保健事業を推進できるよう市町村支援

事務の広域化及び効率的な運営の推進

～事務の広域化とともに、広報の充実に努め、国保を皆で支える気運づくりを醸成～

①高額療養費の多数回該当

- ・府内市町村間で住所異動があっても高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぎ、被保険者の負担を軽減

②広報事業

- ・マスメディアやポスター等による効果的な普及・啓発活動の実施

③研修事業

- ・国保連とともに各種研修等を実施し、国保への信頼性向上

その他

- ・市町村とともに国保の運営状況を定期的に把握・分析、国保運営協議会で評価を行い、見直しを実施

京都府国民健康保険運営方針

—皆で支える京都あんしん国保プラン—

平成29年12月策定

京 都 府

目次

第1	基本的事項	
1	市町村の国保改革の経過と目的	1
	(1) 市町村国保の現状と課題	
	(2) 市町村国保の都道府県単位化	
2	国保運営方針の策定の目的	2
3	策定の根拠規定	2
4	対象期間、検証・見直し	2
第2	国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
1	趣旨	3
2	医療費等の動向と将来の見通し	3
	(1) 保険者の状況	
	(2) 被保険者数等の状況	
	(3) 被保険者の年齢構成	
	(4) 被保険者(世帯主)の職業	
	(5) 医療費の動向	
3	市町村の国保財政の現状	6
	(1) 決算の状況	
	(2) 所得状況	
4	財政収支の改善に係る基本的な考え方	8
5	赤字削減等の取組等	8
	(1) 赤字市町村による赤字の要因分析	
	(2) 府による助言	
6	財政安定化基金の運用	9
	(1) 概要、目的	
	(2) 市町村への貸付の基本的な考え方	
	(3) 市町村への交付の基本的な考え方	
	(4) 府への貸付の基本的な考え方	
	(5) 基金の激変緩和への活用の考え方	
第3	国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法に関する事項	
1	国保事業費納付金及び標準保険料率の概要、趣旨	11
2	現状	11
	(1) 料方式・税方式	
	(2) 納期	
	(3) 算定方式	
	(4) 応能割(所得割・資産割)と応益割(均等割・平等割)の割合	
	(5) 賦課限度額の設定状況	

3	納付金及び標準保険料率の算定方法	13
	(1) 基本的な算定方針	
	(2) 納付金の算定方法	
	(3) 激変緩和措置	
	(4) 市町村標準保険料率の算定方法	
第4	保険料の徴収の適正な実施に関する事項	
1	趣旨	20
2	現状	20
	(1) 保険料収納率（現年度分、滞納繰越分）の推移	
	(2) 京都地方税機構による徴収業務の移管状況及び取組	
	(3) 口座振替世帯割合	
	(4) 滞納世帯数、滞納処分件数、被保険者資格証明書・短期被保険者証の 交付世帯数の状況	
	(5) 研修	
	(6) 収納アドバイザー派遣・指導	
	(7) その他の主な取組	
3	収納率目標	24
4	収納対策	25
	(1) 京都地方税機構への移管の推進及び連携	
	(2) 口座振替の原則化	
	(3) ペイジー口座振替受付サービスの導入促進	
	(4) 研修、アドバイザー派遣、広報	
5	収納率が低い市町村における要因分析と対策の整理	26
第5	保険給付の適正な実施に関する事項	
1	趣旨	27
2	現状	27
	(1) レセプト点検の実施状況	
	(2) 第三者行為求償の実施状況	
	(3) 高額療養費の支給申請勧奨の実施状況	
	(4) 療養費の支給状況	
	(5) 保険者間調整の実施状況	
3	取組	28
	(1) 高額療養費の多数回該当の取扱い	
	(2) 資格の遡及適用による療養費の支給の判断基準	
	(3) 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化	
	(4) 療養費の支給の適正化	
	(5) 給付点検に関する取組強化	
	(6) 不正利得の回収に関する取組強化	

(7) 海外療養費の支給の適正化

第6 保健事業の充実（健康寿命の延伸）

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (1) 特定健診・特定保健指導の実施状況
 - (2) 後発医薬品の使用状況、差額通知の実施状況
 - (3) 重複投薬への訪問指導の実施状況
 - (4) 糖尿病重症化予防事業の実施状況
 - (5) 保健事業の実施状況（データヘルス計画の策定状況）
 - (6) 医療費通知の実施状況
- 3 取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (1) 特定健診・特定保健指導等
 - (2) 後発医薬品の理解促進
 - (3) 重複投薬への指導
 - (4) 糖尿病重症化予防事業
 - (5) データヘルス計画
 - (6) 医療費通知
 - (7) きょうと健康長寿・未病改善センターの活用

第7 事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (1) システムの共同化
 - (2) 保険料及び一部負担金の減免基準
 - (3) 高額療養費の多数回該当の取扱い
 - (4) 研修事業
 - (5) 広報事業
 - (6) その他、今後取組検討

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 保健医療サービス・福祉サービス等との連携・・・・・・・・ 38
 - (1) 地域包括ケアサービスの構築に向けた国保の取組について
 - (2) 他計画との連携

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

- 1 京都市市町村国保広域化等に関する協議会の設置・・・・・・・・ 40
- 2 P D C A サイクルの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第1 基本的事項

～国民皆保険制度を支える国保を市町村とともに維持～

1 市町村の国保改革の経過と目的

(1) 市町村国保の現状と課題

市町村が運営する国民健康保険（以下、「国保」という。）は、「国民皆保険制度の最後の砦」といわれているとおり、農林水産業従事者や自営業者だけでなく、被用者保険に加入していた者であっても退職に伴い国保に加入することになり、ほとんどの国民は、国保に一度は加入することになります。

近年、高齢化の進展に伴い、被保険者の年齢構成が高くなり（65歳から74歳までの割合が約4割）、かつては世帯主の約9割が就業者でしたが、現在では約4割が無職者となっています。そのため国保は被用者保険に比べ、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低い」、「保険料負担が重い」という構造的な課題があり、今後も続く高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加により、市町村国保の財政は非常に厳しくなることが予想されています。

また、被保険者数が30万人を超える大規模保険者がある一方、3千人以下の小規模保険者の数も多く、そのような小規模保険者は、財政運営が不安定になりやすい。さらに、「過疎化により今後も小規模保険者の数の増大が見込まれる」、「被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きい」、「医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じている」などの課題もあります。

被保険者側からみると、保険給付は全国共通であるものの、保険料率は市町村ごとに異なります。これは、上記の構造的な要因に加え、市町村によって「保険料の算定方式が異なる」、「保健事業や医療費適正化の取組に違いがある」、「保険料の上昇を抑制するため一般会計から法定外繰入をする場合がある」などによるものです。

財政運営と同様に、国保の事業運営についても、その単位を市町村としていることから、市町村によって保険料徴収や保険給付などの事務処理の実施方法にばらつきがあり、保険者事務の共通化の取組が進められてきています。

(2) 市町村国保の都道府県単位化

このような市町村国保の課題の解決のため、平成25年12月に公布された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障プログラム法）」では、「国民健康保険の運営について、財政基盤をはじめとして都道府県が担うことを基本」と規定され、国と地方の代表者による協議（国保基盤強化協議会）において、国保の財政上の問題や国保運営について1年間にわたる議論が行われ、平成27年2月12日の「議論のとりまとめ」において、「公費拡充等による財政基盤の強化」と「運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）」の方針が示され、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を行うこととなりました。

このとりまとめを基礎として国保改革を含む「持続可能な医療保険制度を構築する

ための国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が国会に提出され、平成 27 年 5 月 27 日に可決成立しました。

2 国保運営方針の策定の目的

平成 30 年度以降においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされている一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

よって、安定的な財政運営と事業の広域化及び効率化を推進するため、府と市町村が共通認識のもと、京都府国民健康保険運営協議会での議論を踏まえ、京都府国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）を定めるものです。

3 策定の根拠規定

改正法附則第 7 条及び改正後の国民健康保険法（以下「法」という。）第 82 条の 2 に基づき国保運営方針を定めます。

4 対象期間、検証・見直し

この国保運営方針の対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までとします。

以降、国保事業の現状、事業の取組状況等を検証し、3 年ごとに必要な改定を行っていくものとします。なお、3 年以内であっても見直しが必要な場合は、随時改定を行います。

第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し ～京都府が中心となり国保財政の安定運営を推進～

1 趣旨

中長期的に安定的な国保財政を運営していくためには、これまでの医療費の動向を把握し、将来の財政の見通しを予測するとともに、その要因の分析を行うことが重要です。今後、高齢化が進展する中での医療費や給付費の動向等を参考とすることで、持続可能な国保運営を図ることができます。

2 医療費等の動向と将来の見通し

(1) 保険者の状況

府内の市町村国保の保険者は、26市町村となっています。京都府の特徴として、被保険者数が30万人を超える突出した規模の京都市と、1～5万人規模の中規模な市、そして千人にも満たない小規模な町と格差が大きいことがあります。

表2-1 規模別保険者数（平成27年度、年間平均）

被保険者数	市町村数
30万人以上	1
1万人以上5万人未満	11
5千人以上1万人未満	6
千人以上5千人未満	6
千人未満	2

（出典：京都府国民健康保険事業概要）

(2) 被保険者数等の状況

近年、世帯数・被保険者数とも減少傾向にあり、また、減少幅が大きくなっています。

表2-2 世帯数・被保険者数（年間平均）

年度	世帯数 (世帯)	増加率 (%)	被保険者 数(人)	増加率 (%)
H22	396,976		678,385	
H23	398,915	+0.49	675,891	▲0.37
H24	399,894	+0.25	670,999	▲0.72
H25	398,946	▲0.24	662,557	▲1.26
H26	397,811	▲0.28	653,360	▲1.39
H27	394,420	▲0.85	639,401	▲2.14

(出典：京都府国民健康保険事業概要)

京都府の人口の平成 37 年度（2025 年度）推計を基に被保険者数の推計を行ったのが表 2-3 です。現在より平均約 4%の減少が見込まれます。

表 2-3

人口			被保険者数	
H27 年	H37 年 (推計)	増加率 (A)	H27 年度 (B)	H37 年度 (推計) (A*B)
人	人	%	人	人
2,614,519	2,499,460	▲4.40	639,401	613,825

※人口は平成 26 年京都府保健福祉統計より（平成 25 年 3 月推計）

※平成 37 年度（2025 年度）には、団塊の世代が 75 歳以上となるため、
国保被保険者の減少率は、人口減少率より大きくなる。

(3) 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢構成は、この 5 年間で、60 歳未満の割合が 52.5%から 48.7%と減少する一方で、60 歳以上 75 歳未満の割合が 47.5%から 51.3%と伸びています。

この高齢者割合の増加傾向は、団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年度まで続くことが見込まれます。

表 2-4 府内の年齢階層別被保険者数の割合（全被保険者、%、各年 9 月末現在）

	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～59 歳	60～74 歳
H22	8.4	11.7	16.4	16.0	47.5
H27	7.3	10.8	15.0	15.6	51.3

(国保実態調査報告より作成)

(4) 被保険者（世帯主）の職業

国民健康保険料（国民健康保険税を含み、以下「保険料」という。）の納付義務者である世帯主の職業は、無職者が最も多く、高齢化に併せて最近 5 年間で割合も増加し、半分に迫っています。農林水産業者や自営業者は 10%ほどです。

表 2-5

(%)

割合	農林水産業	自営業	被用者	その他	無職	不詳
H22	0.6	10.5	29.5	6.0	38.5	14.9
H27	0.5	9.4	25.7	12.4	42.9	9.1

(国保実態調査報告より作成)

(5) 医療費の動向

市町村別の医療費の地域差指数及び医療の提供体制の状況は、表2-6のとおりです。

表2-6 医療費の地域差指数と医療提供体制

二次医療圏	市町村	医療費の地域差指数			医療施設数	病床数
		H25	H26	H27		
京都・乙訓	京都市	1.023	1.017	1.004	2,529	23,631
	向日市	1.037	1.002	1.014	72	213
	長岡京市	1.043	1.034	1.014	124	1,378
	大山崎町	0.900	0.950	0.919	14	0
山城北	宇治市	0.969	0.976	0.961	233	2,827
	城陽市	1.031	0.994	1.014	97	1,016
	八幡市	0.918	0.967	0.955	72	613
	京田辺市	1.018	0.943	0.973	80	622
	久御山町	0.970	1.001	0.984	14	61
	井手町	1.145	1.217	1.231	5	0
	宇治田原町	1.003	0.926	1.139	7	0
山城南	木津川市	0.969	0.958	0.953	83	336
	笠置町	0.838	0.888	1.118	2	0
	和束町	0.923	1.029	0.903	5	3
	精華町	1.031	1.018	0.978	48	259
	南山城村	1.165	0.837	1.035	3	0
南丹	亀岡市	0.964	0.988	1.030	99	658
	南丹市	0.940	0.977	0.945	53	657
	京丹波町	1.004	0.995	1.067	15	132
中丹	福知山市	0.988	1.033	1.084	124	1,195
	舞鶴市	0.984	0.974	1.007	102	1,566
	綾部市	0.941	0.933	0.942	44	400
丹後	宮津市	0.977	0.975	0.992	31	74
	京丹後市	0.910	0.906	0.942	56	826
	伊根町	0.910	0.861	0.931	4	0
	与謝野町	0.944	0.904	1.067	26	308

(医療施設数と病床数は、府保健福祉年報より)

※医療費の地域差指数とは、医療費の地域差を表す指標として、1人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違分を補正し、全国平均を1として指数化したもの。

<特徴>

- ・最も指数が大きい市町村と小さな市町村の間では、約1.4倍の差があります。
- ・京都・乙訓医療圏は、比較的医療提供体制が多く、医療費が高いといえます。
- ・丹後医療圏は、比較的医療提供体制が少なく、医療費が低いといえます。

府内平均1人当たり医療費の推移は、表2-7のとおりです。毎年約3%程度伸びています。

表2-7 1人当たり医療費の伸び率の推移

	医療費 (円)	前年 伸び率	H23 比較 伸び率
H23	320,384	1.036	—
H24	325,233	1.015	1.015
H25	333,575	1.026	1.041
H26	346,444	1.039	1.081
H27	365,132	1.054	1.140

(事業年報より作成)

3 市町村の国保財政の現状

(1) 決算の状況

実質収支赤字額は、わずかであるがプラスに転じるなど、財政状況は改善傾向にあります。しかし、3分の2の市町村が法定外一般会計繰入を行っています。基金等の保有残高は、平成27年度は、国保特別会計への繰入により約15%減少しており、過去5年間では最小となっています。

表2-8

(億円)

	H23	H24	H25	H26	H27
収支差額	▲21	17	27	29	10
実質収支額(※1)	▲42	▲10	1	5	4
黒字市町村数	18	16	14	12	18
黒字額	13	20	14	13	13
赤字市町村数	8	10	12	14	8
赤字額	55	30	13	8	9
法定外 市町村数	19	17	17	16	18
一般会 金額	41	37	37	38	31
計繰入 (※2)					
基金等の保有残高	42	39	45	40	34

(出典：京都府国民健康保険事業概要)

※1 収支差額から翌年度国庫支出金等精算額を加算したもの

※2 一般会計繰入金の総額から保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金を除いたもの

(2) 所得状況

京都府の被保険者の一人当たりの所得額は、全国に比べ、約8割程度となっています。所得水準が低い市町村は、高い市町村に比べ、同じ所得割率では保険料収入が少なくなることから、一般に財政運営が厳しくなります。

表2-9

		1人当たり 旧ただし書所得(※)	対全国比
全国平均		683,352円	—
京都府平均		572,163円	0.837
最大	宇治田原町	685,628円	1.003
最小	笠置町	419,089円	0.613

(出典：国民健康保険実態調査 平成28年度速報(保険者票編))

※所得金額から基礎控除額(33万円)を控除した額

保険料の応益割が減額されている世帯の状況は、以下のとおりです。全国で約半数の世帯が減額の対象となっており、府内では、約6割が減額の対象となっています。

表2-10 法定減額対象となった世帯数の状況

	総世帯数	7割減額	5割減額	2割減額	合計
全国	19,812,663	5,607,325	2,170,159	2,019,348	9,796,832
減額世帯の割合	—	28.3%	11.0%	10.2%	49.4%
京都府	392,985	144,751	53,400	35,464	233,615
減額世帯の割合	—	36.8%	13.6%	9.0%	59.4%

(出典：平成27年度市町村税課税状況等の調べ(総務省、府自治振興課))

※法定減額制度

所得が低い階層に対する保険料(税)負担の軽減を図るため、世帯の所得が基準額以下の場合、応益分(均等割、平等割)の額を減額するもの。

減額判定所得の基準金額(H29年度)	減額割合
33万円	7割
33万円+27万円×被保険者数	5割
33万円+49万円×被保険者数	2割

4 財政収支の改善に係る基本的な考え方

国保財政を安定的に運営していくためには、収支が均衡していることが重要です。しかし、現状では、前年度繰上充用や決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われています。

法定外の一般会計繰入は、市町村ごとに様々な理由により行っていますが、国の分類によると、以下のとおりです（右欄の数値は、平成 27 年度における府内市町村の繰入実績額）。

表 2-11 法定外の一般会計繰入の分類と府内市町村の状況

(百万円)

区分		繰入額	
決算補填等目的	決算補填目的のもの	保険料の収納不足のため	0
		医療費の増加	18
	保険者の政策によるもの	保険料の負担緩和を図るため（後期支援金、介護納付金分を含む。）	376
		任意給付に充てるため	2
	過年度の赤字によるもの	累積赤字補填のため	0
		公債費、借入金利息	12
決算目補填等以外		保険料の減免額に充てるため	1,082
		地方単独事業の医療給付費波及増補填等	894
		保健事業費に充てるため	612
		直営診療施設に充てるため	0
		基金積立	10
		返済金	36
		その他	63

(出典：国民健康保健事業の実施状況報告（平成 27 年度）)

5 赤字削減等の取組等

(1) 赤字市町村による赤字の要因分析

ア 赤字の定義

「解消・削減すべき赤字」とは、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入額」（4 を参照）と「前年度繰上充用金の新規増加分」の合算額とします。

平成 30 年度以前に発生した前年度繰上充用金については、該当する市町村において、計画的な解消・削減について検討します。

イ 赤字削減等の取組

平成 30 年度以降、アの赤字を計上した市町村（以下「赤字市町村」という。）は、赤字の要因分析を行い、削減等のための取組を検討し、赤字解消・削減計画を定めます。ただし、被保険者の負担が短期間で著しく増加しないように配慮する必要があります。

あります。

(2) 府による助言

府は、財政運営の責任主体としての役割の観点から、市町村の赤字解消・削減計画に対して必要に応じて助言を行います。

6 財政安定化基金の運用

(1) 概要、目的

国保事業の財政の安定化のため、保険給付費の増加や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対して、貸付又は交付を行うこととされています。

市町村の収納不足が生じた場合の財政安定化基金の交付については、市町村の収納意欲の低下を招くことのないよう、「特別な事情」がある場合に限定されており、また、交付額は、収納不足額の2分の1以内とされています。「特別な事情」の具体的な判断基準や交付額の割合については、都道府県が市町村の意見を踏まえ、決定することとなります。

また、交付を行った場合には、国、都道府県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつ補填することとされていますが、このうち、市町村が行う補填については、交付を受けていない他の市町村の負担を考慮し、当該交付を受けた市町村が補填することが基本とされており、「特別な事情」を加味しながらすべての市町村の意見を踏まえ、都道府県がその按分方法を決定することとされています。

財政安定化基金の運用ルールの基本的な考え方を次のとおり定めます。

(2) 市町村への貸付の基本的な考え方

予算編成時における保険料必要額に対して、保険料収納額の不足が見込まれる市町村に対して、申請により、府は不足額を基金から取り崩して無利子で貸し付けます。ただし、貸付を受ける市町村が、保険料必要額又は保険料収納額に不当な見積もりがあった場合は、府は、貸付額を減額し、又は貸付をしないことができることとします。

市町村は、貸付を受けた年度の翌々年度から3年間で償還することを原則とします。ただし、災害その他特別な事情により償還が著しく困難であると府が認める場合は、期限をさらに3年間まで延長することができることとし、また、繰上償還も可能とします。

(3) 市町村への交付の基本的な考え方

ア 交付の要件

保険料収納額の不足が特別な事情により発生すると見込まれる市町村に対して、申請により、不足額の2分の1を上限として基金から取り崩して交付し、残りを貸し付けます。交付割合は2分の1を原則としますが、もともとの収納率の設定等を考慮し、府の判断で2分の1より低い割合とすることもできることとします。

イ 「特別な事情」について

以下のような予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、収納額が低下した場合に「特別な事情」があるものとして、交付を行います。

- ・多数の被保険者の生活に影響を与える災害の発生
 - ・地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業における特別な事情の発生
 - ・その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に発生
- 具体的には、市町村からの申請に基づき府が判断します。

ウ 交付を行った場合の基金の補填

交付により取り崩した基金は、交付した年度の翌々年度に国、府及び市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担し補填を行います。

原則、交付を受けた市町村が補填することとしますが、「特別な事情」を考慮し、交付を受けた市町村のみで補填することが適当でないと府が認める場合には、すべての市町村の意見を踏まえその按分方法を検討し、交付を受けた市町村以外の市町村から補填を求めることができることとします。

(4) 府への貸付の基本的な考え方

保険給付費の増加等により費用額が収入額を超える場合に、基金を取り崩し府に無利子で貸し付けます。府は、貸付を受けた年度の翌々年度から3年間で償還することを原則とします。償還額は、市町村からの納付金に加算し、徴収します。ただし、災害その他特別の事情により償還が著しく困難であると府が認める場合は、期限をさらに3年間まで延長することができることとします。

(5) 基金の激変緩和への活用の考え方

激変緩和を行う必要がある場合、国から交付を受けた資金による特例基金を優先活用することとします。

第3 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法に関する事項

～市町村と連携し、新制度への円滑移行を推進～

1 国保事業費納付金及び標準保険料率の概要、趣旨

保険料は、国保財政を支える重要な収入源です。保険料は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」を併せて徴収されており、それぞれ算定方式として2方式（所得割、均等割）、3方式（所得割、均等割、平等割）又は4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）のいずれかを採用し各割（※）を合算するという仕組みとなっています。

- ※ 所得割：世帯の所得に応じて算定される額
- 資産割：固定資産税額に応じて算定される額
- 均等割：世帯の人数に応じて算定される額
- 平等割：1世帯当たりにかかる額

これまで、各市町村が保険給付費等を推計し、当該推計額から公費等による収入を控除して保険料収納必要額を算出し、それを基に保険料を決定していました。各市町村において、医療費水準や所得水準が異なり、また、それぞれの実情に応じて算定方式を採用し、各割の算定額割合も異なり、保険料収入と公費だけで保険給付等を賄うことができない場合は、一般会計からの繰入を行っている市町村も多い状況です。

今回の国保制度改革では、都道府県は、「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）」を市町村から徴収し、市町村が保険給付等に必要な費用を「国民健康保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）」として交付することとなりました。また、市町村における保険料率決定の参考とするため都道府県が「標準保険料率」を定め、公表することとなりました。

納付金や標準保険料率の算定方法は以下のとおりであり、本項では、算定方法のうち各都道府県で定めるべき項目について定めるものです。

2 現状

(1) 料方式・税方式

国保財政の主要な財源である被保険者からの負担分は、国民健康保険法の規定により徴収する「保険料」と地方税法の規定による「保険税」の2つの方法があります。府内市町村における方式の採用状況は、表3-1のとおりです。2つの大きな違いは、保険料率の定め方（一般的に保険料は告示、保険税は条例で規定）、賦課決定の期間制限（保険料は2年、保険税は3年）、徴収金の徴収又は還付請求権の消滅時効（保険料は2年、保険税は5年）などがあります。

表 3 - 1 (平成 28 年度)

方式	市町村数
保険料方式	10
保険税方式	16

(2) 納期

府内市町村の保険料の納期は、表 3 - 2 のとおりで、10 期に分けて保険料を徴収する市町村が大多数です。

表 3 - 2 (平成 28 年度)

納期の回数	市町村数
6 回	1
10 回	24
12 回	1

(3) 算定方式

平成 28 年度における府内市町村の保険料の算定方式は表 3 - 3 のとおりで、3 方式を採用する市町村が医療分で 15 団体、4 方式を採用する市町村が 11 団体です。市部で 3 方式、町村部で 4 方式を採用する傾向があり、被保険者数ベースでは、約 9 割が 3 方式の対象となっています。

表 3 - 3 (医療分)

方式	市町村数	被保険者数 (割合)	世帯数 (割合)
3 方式	15	575,833 (90.1%)	357,617 (90.7%)
4 方式	11	63,568 (9.9%)	36,803 (9.3%)

※被保険者数及び世帯数は平成 27 年度年間平均

(4) 応能割(所得割・資産割)と応益割(均等割・平等割)の割合

従来、国民健康保険法施行令及び地方税法で、以下のとおり保険料の賦課総額の標準割合が定められていましたが、平成 30 年度から廃止されました。

平成 30 年度以降は、後述する府が算定して示す標準的な保険料率を参考に、各市町村が按分割合を決定することとなります。

	応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割
2方式	50/100	—	50/100	—
3方式	50/100	—	35/100	15/100
4方式	40/100	10/100	35/100	15/100

(5) 賦課限度額の設定状況

被保険者が保険料として負担する上限額（以下「賦課限度額」という。）は、保険料が国民健康保険法施行令、保険税が地方税法施行令で定められ、市町村が賦課限度額の範囲内で決定します。

府内市町村の賦課限度額は、これらに規定する上限額どおりで、平成 29 年度における保険料の賦課限度額は、医療分が 54 万円、後期高齢者支援金分が 19 万円及び介護納付金分が 16 万円となっています。

3 納付金及び標準保険料率の算定方法

【納付金及び標準保険料率の算定方法（医療分、一般分の場合）】

※「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（平成 28 年 4 月 28 日付け保発 0428 第 17 号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。）より

- ①府は、翌年度に交付金として支払う予定の保険給付費を推計する。
- ②保険給付費に前期高齢者交付金や国からの負担金等の公費を控除し、その他必要な費用を加算して納付金算定基礎額（C）を算出する。
- ③納付金算定基礎額（C）を以下の算式により市町村ごとの納付金基礎額（c）に按分する。

$$\begin{aligned}
 & C \times (1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)) \\
 & \times (\beta \cdot \text{所得（応能）シェア} + \text{人数（応益）シェア}) / (1 + \beta) \\
 & \times \gamma \\
 & = \text{各市町村の納付金基礎額（c）}
 \end{aligned}$$

- ・ α ：医療費指数反映係数。医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
 $\alpha = 1$ のとき、医療費指数を納付金の配分に反映
 $\alpha = 0$ のとき、医療費指数を納付金の配分に反映させない。
- ・ 年齢調整後の医療費指数：年齢構成の違いによる医療費の高低を是正するため、「各市町村の実績の 1 人当たり医療費」を「各市町村の各年齢階級別

の1人当たり医療費が全国平均であった場合の1人当たり医療費」で除することで医療費水準を指数化。1より大きいと全国平均と比べ医療費水準が高い。

- ・ β : 所得（応能）のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均と比較した各都道府県の所得水準に応じて算定されるもので、平均的な所得水準の都道府県は1となる。
- ・ 所得（応能）シェア：各市町村の被保険者の所得総額又は資産税総額を都道府県内の全市町村の被保険者の所得総額又は資産税総額でそれぞれ除して足し合わせることで、各市町村の都道府県内のシェアを算出
- ・ 人数（応益）シェア：各市町村の被保険者総数又は世帯総数を都道府県内の全市町村の被保険者総数又は世帯総数でそれぞれ除して足し合わせることで、各市町村の都道府県内のシェアを算出
- ・ γ : 各市町村の納付金基礎額の総額を納付金算定基礎額に合わせるための調整係数

④各市町村の納付金基礎額（c）から過去3年間の80万円を超える医療費の実績に応じて国及び都道府県から交付される高額医療費負担金等を控除し、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に支払う審査支払手数料等を加算して各市町村の納付金（d）を算出する。

⑤各市町村の納付金（d）から各市町村に交付される公費を控除し、保健事業の実施等に要する費用等を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を算出する。

⑥標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）を標準的な収納率で除して、調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）を算出する。

⑦市町村標準保険料率の算定

調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）を β と各市町村の所得（応能）のシェア、人数（応益）のシェアを勘案し、所得割賦課総額（g）、資産割賦課総額（h）、均等割賦課総額（j）及び平等割賦課総額（k）に按分し、それぞれ以下のように所得総額等で除することで市町村標準保険料率を算定する。

$\text{所得割賦課総額 (g)} \div \text{所得総額} = \text{所得割率}$
$\text{資産割賦課総額 (h)} \div \text{資産税総額} = \text{資産割率}$
$\text{均等割賦課総額 (j)} \div \text{被保険者総数} = \text{均等割額}$
$\text{平等割賦課総額 (k)} \div \text{世帯総数} = \text{平等割額}$

⑧各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率の算定

調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）を各市町村の算定割合

により、所得割賦課総額（g）、資産割賦課総額（h）、均等割賦課総額（j）及び平等割賦課総額（k）に按分し、それぞれ以下のように所得総額等で除することで各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を算定する。

<p>所得割賦課総額（g）／所得総額＝所得割率 資産割賦課総額（h）／資産税総額＝資産割率 均等割賦課総額（j）／被保険者総数＝均等割額 平等割賦課総額（k）／世帯総数＝平等割額</p>
--

⑨都道府県標準保険料率（全国統一2方式）の算定

全市町村の調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）の合計を各都道府県における所得水準を勘案し、所得割賦課総額（g）及び均等割賦課総額（j）に按分し、それぞれ以下のように所得総額等で除することで都道府県標準保険料率を算定する。

<p>（Σ e'）都道府県全体の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 （※2方式により按分） 所得割賦課総額（g）／所得総額＝所得割率 均等割賦課総額（j）／被保険者総数＝均等割額</p>

（1）基本的な算定方針

ア 保険料水準

納付金は、各市町村の年齢調整後の医療費指数と所得水準を考慮して算定することが原則です。また、医療費水準を考慮せず、都道府県で統一の保険料水準とすることも可能な仕組みとなっています。京都府内においては、市町村ごとに医療費水準、保険料水準に一定の格差があることから、府内で統一の保険料率とはせず、市町村の医療費水準等により異なる保険料率となるようにし、新旧の保険料の比較には、過去の一般会計繰入実績等を勘案します。

ただし、中長期的に医療費水準が平準化してきた場合に府内統一の保険料率を目指していくこととし、具体的には、今後の運営方針の改定の検討と併せて進めていきます。

なお、府内統一の保険料率とするためには、現在、算定方式が3方式と4方式に分かれていることからこれを統一すること、保健事業に要する費用や出産育児一時金、葬祭費、その他の付加給付等の取扱いを統一の上、納付金の対象とすること、さらに、保険料や一部負担金の減免基準の統一なども検討が必要となります。

イ 高額医療費の共同負担

従来、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響の緩和を図るため、高額医療費共同事業として、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）1件当たりの医療費が80万円超の場合、各市町村からの拠出金を財源として、都道府県単

位で費用負担を調整し、国及び都道府県は、市町村の拠出金に対してそれぞれ4分の1の財政支援を行っていました。今回の国保制度改革による納付金制度の導入に伴い、この共同事業は廃止されましたが、高額医療費負担金の制度は残ります。

保険給付に必要な費用は交付金として全額府が交付することから、年度の途中から高額医療費が発生しても市町村において一般会計からの繰入等により新たな財源を確保する必要はないことから、高額医療費負担金を各市町村の納付金から控除することとします。

なお、レセプト1件当たり420万円を超える医療費のうち、200万円を超える額の10分の2を対象として全国レベルで財源を配分する事業である特別高額医療費共同事業（国民健康保険中央会が事業主体）において、府が拠出する拠出金の一部に国庫補助されている特別高額医療費共同事業負担金についても同様とします。

ウ 納付金で集め、交付金で給付する対象範囲について

保健事業に要する経費、出産育児一時金、葬祭費、その他の付加給付等については、市町村ごとに取組状況が異なるため、納付金で集める金額に含めないことが原則であり、よって、交付金の交付も対象外となります。

なお、府内統一の保険料率とするためには、前述のとおり、これらの取扱いを統一することが必要です。

※交付金の対象になる保険給付は、以下のとおり

- ・療養の給付
- ・入院時食事療養費
- ・入院時生活療養費
- ・保険外併用療養費
- ・療養費
- ・訪問看護療養費
- ・特別療養費
- ・移送費
- ・高額療養費
- ・高額介護合算療養費

(2) 納付金の算定方法

ア 算定方式

医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分とも3方式とします。この場合、人数（応益）のシェアを算定する際の均等割指数を0.7、平等割指数を0.3とします。

所得（応能）のシェア＝各市町村の所得総額（※）／府内の所得総額

人数（応益）のシェア＝各市町村の被保険者総数／府内の被保険者総数
×均等割指数
＋各市町村の世帯総数／府内の世帯総数
×平等割指数

※ 所得総額は、各被保険者の世帯の旧ただし書き所得の総額に対して、推計により賦課限度額超の所得を控除した金額を用いる。

イ 医療費水準の反映割合（ α ）

（１）アのとおり、府内統一の保険料率は採用しないこととし、各市町村の医療費指数を納付金の配分に反映させるため、 α は1.0とします。

ウ 所得シェアの反映割合（ β ）

β は、原則どおり、全国平均と比較した京都府の所得水準とします。

エ 賦課限度額

従来、すべての市町村で保険料の賦課限度額は、国民健康保険法施行令第29条の7及び地方税法施行令第56条の88の2に規定する上限額となっており、今後も同様とします。

オ 保険者努力支援制度（※）の府への交付分の取扱い

府全体の納付金総額から控除する方法を採用します。その理由としては、都道府県分の保険者努力支援制度は、府全体の取組を評価して配分されるものであり、特定の市町村に重点配分することはそぐわず、また、市町村の取組を評価する仕組みは、市町村向けの保険者努力支援制度、国の特別調整交付金や都道府県繰入金にもあることによるものです。

なお、一部、府における市町村の保健事業への支援に要する費用等にも利用可能とします。

※ 平成30年度以降の国による新たな財政支援の拡充（約800億円）を財源とし、医療費の適正化に向けた取組等の指標ごとに評価し、都道府県と市町村のそれぞれに交付される。

（３）激変緩和措置

納付金の仕組みの導入や保険料率の算定方法の変更により、一部の市町村においては、「各市町村が本来集めるべき1人当たり保険料額」が変化し、被保険者の保険料負担が急激に変動する可能性があります。こうした場合、激変緩和措置を講じ、被保険者の負担増に最大限配慮するものとします。

市町村ごとの状況に応じたきめ細かな対応を行うため、都道府県繰入金（1号分）

により激変緩和を行います。激変のない市町村に影響が生じないよう、特例基金を活用することとします。なお、平成30年度からの拡充分の公費1,700億円のうち、300億円程度を暫定措置分として追加激変緩和財源とされたことから、これを最優先の財源とします。

また、激変緩和を行う期間については、特例基金を活用できる平成35年度(2023年度)までとすることを目安としますが、被保険者の負担を考慮し、今後の推移を見ながら検討することとします。

※ 激変緩和は、上記のとおり、平成30年度からの納付金制度の導入による激変に対応するものであり、公平性の確保の観点から年ごとの医療費等の自然増や市町村の判断による決算補填等目的の一般会計の繰入の削減等を行うことによる保険料負担の増加に対しては行わない。

(4) 市町村標準保険料率の算定方法

ア 算定方式

府内市町村における算定方式の採用状況を勘案し、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分とも3方式とし、調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e')を均等割賦課総額と平等割賦課総額に按分する際の均等割指数を0.7、平等割指数を0.3とします。

$$\begin{aligned} \text{所得割賦課総額 (g)} &= (e' / t) \times (\beta / (1 + \beta)) \\ &\quad \times (\text{各市町村の所得総額} / \text{府内の所得総額}) \\ \text{均等割賦課総額 (j)} &= (e' / t) \times (1 / (1 + \beta)) \\ &\quad \times \text{均等割指数} \\ &\quad \times (\text{各市町村の被保険者総数} / \text{府内の被保険者総数}) \\ \text{平等割賦課総額 (k)} &= (e' / t) \times (1 / (1 + \beta)) \\ &\quad \times \text{平等割指数} \\ &\quad \times (\text{各市町村の世帯総数} / \text{府内の世帯総数}) \\ \text{※所得・被保険者指数 (t)} \\ &= ((\beta \cdot (\text{所得(応能)のシェア}) + \text{人数(応益)のシェア}) \\ &\quad / (1 + \beta)) \end{aligned}$$

なお、前述のとおり、今後保険料率の府内統一化を目指す場合、現在4方式を採用している市町村は、3方式に移行していくことが必要になります。

イ 標準的な収納率

標準的な収納率とは、調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e')を算出するため、保険料収納必要総額(e)を割戻す率です。

各市町村における、過去3年間で最も低い現年度収納率とします。

ウ 保険料賦課総額を応能分・応益分に按分する際の割合(β')

ガイドラインでは、市町村標準保険料率の算定に当たって、保険料賦課総額の応能・応益の按分には各都道府県の所得水準（ β ）を用いることを原則としていますが、低所得者の負担を著しく増加させないため、都道府県ごとに定める β' を使用することも可能としています。

京都府は全国平均と比べ所得水準が低く、京都府の所得水準（ β ）を使用して標準保険料率を算定した場合、応益分の割合が増加し、無所得世帯や多人数が加入する世帯の負担が増加すること、また、これまで保険料率の応益分と応能分の割合を概ね50：50としてきた経過から、 $\beta' = 1$ とします。

第4 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

1 趣旨

保険料は、国保財政の収入面での大宗をなすものであり、これを適正に徴収することが安定的な財政運営の大前提です。しかし、保険料は、市町村により賦課総額の設定や徴収事務の実施方法にばらつきがあります。

府内市町村で保険料として確保すべき額は、府が保険給付費の推計を行い「納付金算定基礎額」として算定し、市町村ごとに納付金として按分し、標準保険料を算定するので統一化が図られますが、徴収事務は、引き続き市町村で行うこととなることから、府内において統一的な方針を定めることで、収入面の確保を図っていきます。

なお、滞納保険料の徴収に当たっては、滞納者が納付できない理由や生活実態の把握に努め、その上で十分な納付相談を行い、個別事情を踏まえたきめ細かな対応に努めていくこととします。

2 現状

(1) 保険料収納率（現年度分、滞納繰越分）の推移

現年度分の収納率は、府平均で毎年上昇しており、全国的にも上位に位置します。平均では市より町村の方が高い状況です。

表4-1 現年度分収納率 (%)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
市平均	92.48	92.99	93.43	93.67	93.71	H27
町村平均	93.36	94.12	95.02	95.14	95.28	最高：98.25
府平均	92.53	93.05	93.52	93.75	93.80	最低：91.98
全国平均	89.39	89.86	90.42	90.95	91.45	
京都府の順位	7	5	6	6	8	

(出典：京都府国民健康保険事業概要)

滞納繰越分の収納率も毎年上昇していますが、市町村間のばらつきが現年度分と比べ大きい状況です。

表4-2 滞納繰越分収納率 (%)

	H23	H24	H25	H26	H27	備考
市平均	17.05	19.08	20.48	21.51	24.47	H27
町村平均	15.50	17.51	20.48	21.71	22.26	最高：42.55
府平均	16.92	18.94	20.48	21.53	24.30	最低：8.58

(出典：京都府国民健康保険事業概要)

(2) 京都地方税機構による徴収業務の移管状況及び取組

税業務を統合的に行うことにより、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るため、京都府と府内 25 市町村（京都市を除く）は、広域連合京都地方税機構（以下「機構」という。）を設立し、平成 22 年 1 月から徴収業務を開始しました。一般税以外に保険料においても市町村から移管を受けた案件については、機構が徴収を行っています（平成 29 年度現在、保険料を移管しているのは 19 市町村。平成 30 年度より、2 市が移管予定）。

機構への移管のメリットとしては、市町村域を越えた対応が可能になり、複数の市町村税目等の滞納がある場合にも一括で納税相談ができ、また、コンビニエンスストアでの納税にも対応するなど納税者の利便性向上が図られており、適正・確実な徴収が期待できます。

また、研修については、機構職員を対象に徴収実務を中心としたレベルごとの講義を実施しています。

(3) 口座振替世帯割合

保険料の収納方法には、口座振替、年金からの天引きによる特別徴収及び市町村役場や金融機関等の窓口で支払う自主納付の 3 種類があります。それぞれの収納率は、表 4-3 のとおりで、対象者が年金受給者に限られる特別徴収を除くと、口座振替を推進することで収納率の向上が見込まれます。

表 4-3 納付方法別収納率 (%)

口座振替	96.14
特別徴収（年金天引き）	99.55
自主納付	59.04

（出典）平成 27 年度国民健康保険事業の実施状況報告

府内市町村平均の口座振替世帯の割合の状況は表 4-4 のとおりで、52%程度で推移しています。全国平均よりも高く、府平均の現年度収納率の順位が高いのは、口座振替率が高いことが大きな要因の 1 つと考えられます。

表 4-4 市町村平均の口座振替世帯率 (%)

	H23	H24	H25	H26	H27
府平均	52.41	52.36	52.21	52.86	52.45
全国平均	45.08	45.01	45.50	45.90	46.31

（出典：平成 27 年度国民健康保険事業の実施状況報告）

※特別徴収世帯は分母から除く。

(4) 滞納世帯数、滞納処分件数、被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付世帯数の

状況

府内市町村の滞納世帯数・差押件数及び被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付状況は、表４－５のとおりです。滞納世帯数は、着実に減少しており、市町村における収納率向上の取組の成果といえます。

被保険者資格証明書・短期被保険者証とも、滞納世帯数の減少とともに交付枚数も減少傾向にあります。

表４－５ 府内市町村の滞納世帯数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
滞納世帯数	56,584	54,638	52,874	48,135	46,225
増減(世帯)	▲26,252	▲1,946	▲1,764	▲4,739	▲1,910
全世帯に占める割合	14.1%	13.6%	13.2%	12.0%	11.6%

(出典：事業実施状況報告)

表４－６ 府内市町村の滞納処分（差押）件数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
延べ差押数	3,363	4,257	4,618	4,317	4,642
増減(件数)	677	894	361	▲301	325
うち、京都地方税機構移管市町村	1,352	2,208	2,330	1,769	1,870

(出典：事業実施状況報告)

表４－７ 府内市町村の被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付世帯の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
資格証明書	5,424	5,312	5,324	5,196	4,857
短期被保険者証	25,399	26,167	23,677	24,419	21,200

※「被保険者資格証明書」：保険料を１年間滞納している世帯主に対して、特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求めるとともに、返還を受けたときは、被保険者資格証明書を交付する。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には、有効期間を6月とする被保険者証を交付する。

被保険者資格証明書を医療機関に提示すると窓口負担は10割となるが、保険者に申請することにより療養費の

支給を受けることができる。

「短期被保険者証」：保険料を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者に対しては、通常の被保険者証の有効期間より短い期間を定めることができる。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者証の有効期間は、6月以上としなければならない。

(5) 研修

現在、収納率向上対策に係る研修として、以下を実施しています。

ア 国保連独自の研修事業

○国保料（税）収納業務保険者研修会

保険者における保険料収納率向上を図るため、年に1回、担当者に向けた研修（先進的な取組紹介、講師による講義）を行っています。

イ 府と国保連共催による研修事業

○国保事務担当者研修会

事務担当者向けに、毎年、テーマを決めて研修会を行っています。必要に応じて収納を促進するための分科会を開催しています。

(6) 収納アドバイザー派遣・指導

ア 国保連による取組

○保険料（税）収納率向上アドバイザー

保険者の実情を踏まえた効果的な収納方法等についての指導・助言を行い、収納率向上を図るため、国保連に保険料（税）収納率向上アドバイザーを設置し、希望する保険者に派遣を行い、助言・指導を行っています（平成28年度の派遣数：6市町村）。

(7) その他の主な取組

現在、収納率向上対策に係るその他の取組として、以下を実施しています。

ア 国保連における取組

○保険料納付勧奨ポスター作成

被保険者の異動が多い年度末から年度当初にかけて保険料の期限内納付と口座振替の勧奨を行うためのポスターを作成し、各保険者に配布するとともに、府内の主要な駅や金融機関、コンビニエンスストア等にも掲出

○啓発資材（ポケットティッシュ）作成、各保険者に配布

○その他の保険料納付勧奨のための広報

駅に設置されている大型ビジョンで保険料の納付勧奨広報。ラジオや新聞による広報

イ 府における取組

○広報紙やラジオによる広報

- 国保連が作成したポスターの掲出
- ウ 市町村における取組
 - 口座振替の推奨の取組

平成 28 年度は 2 市町村が条例等で口座振替を保険料の納入方法の原則とすることを規定（条例等で規定していない市町村においては、国保加入手続き時等に保険料の支払いを口座振替とするよう勧奨されている。）
 - ペイジー口座振替受付サービス（※）の実施

平成 28 年度：7 市町村が実施

※市町村国保の窓口の専用端末に銀行のキャッシュカードを通すだけで、簡単に口座振替の申込手続きが完了するサービス
 - コンビニ収納

平成 28 年度：20 市町村が実施
 - 広報紙、ホームページによる広報

3 収納率目標

収納率の向上は、国保財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要な課題です。

平成 29 年度までは、京都府国民健康保険広域化等支援方針で、平成 30 年度の現年度分の収納率目標を市町村ごとの平成 27 年度実績収納率をベースに定めていました。この国保運営方針でも、市町村の実績や規模を勘案し、平成 32 年度（2020 年度）の現年度分収納率目標を下表のとおり設定することとします。

表 4－8 保険料の平成 32 年度収納率目標（現年度分、％）

市町村	H26～H28 実績平均	H32 目標
京都市	93.41	93.93
福知山市	93.81	94.45
舞鶴市	93.97	94.58
綾部市	96.06	96.45
宇治市	93.63	94.30
宮津市	95.63	96.10
亀岡市	92.50	93.40
城陽市	94.25	94.80
向日市	95.07	95.45
長岡京市	94.94	95.35
八幡市	92.00	93.00
京田辺市	96.47	96.58
京丹後市	95.54	95.83
南丹市	95.31	95.85

木津川市	94.99	95.39
大山崎町	96.36	96.69
久御山町	92.97	93.98
井手町	93.40	94.32
宇治田原町	95.55	96.04
笠置町	93.66	94.53
和束町	95.17	95.74
精華町	96.51	96.81
南山城村	94.92	95.53
伊根町	98.93	98.93
京丹波町	95.43	95.94
与謝野町	95.76	96.21

なお、滞納繰越分については、具体的な目標値は定めず、各市町村の状況に応じた取組を進め、収納率の向上を目指します。

4 収納対策

(1) 京都地方税機構への移管の推進及び連携

保険料を滞納している方は、他税目も滞納している場合があります。専門的知識を有する職員による一体的な債権確保、スケールメリットを生かした徴税コスト削減やコンビニ納税など被保険者の利便性の観点からも、税機構構成団体市町村のうち、保険料の滞納整理業務が未移管の市町村については、体制等市町村の状況を踏まえ、機構への移管の可否を検討することとします。

移管した市町村においては、滞納している者の状況把握、被保険者資格証明書又は短期被保険者証の交付状況の情報交換等、機構と連携強化を進めていくこととします。

(2) 口座振替の原則化

口座振替の比率が高い市町村は、収納率も高い傾向にあることから、市町村の状況を踏まえ、被保険者には、原則、口座振替による納付を依頼するなどの取組を促します。口座振替を保険料の納入方法の原則とすることを市町村の条例等で定めることを推奨していきます。

(3) ペイジー口座振替受付サービスの導入促進

市町村の状況を踏まえ、引き続き導入を促進します。

(4) 研修、アドバイザー派遣、広報

引き続き研修会の実施、国保連によるアドバイザー派遣等の事業やポスター作成等を行うこととします。

5 収納率が低い市町村における要因分析と対策の整理

赤字市町村で、目標収納率を達成できなかった市町村は、未達成となった要因を分析し、目標を達成するための取組や工程等を計画に定めることとします。

府は、赤字市町村に対して必要な助言を行います。

第5 保険給付の適正な実施に関する事項

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

1 趣旨

保険給付は保険制度の基本事業であり、保険料の賦課・徴収と異なり、統一的なルールの下にその事務が実施されているところですが、不正請求への対応、療養費の支給の適正化、第三者の不法行為に係る損害賠償請求（以下「第三者行為求償」という。）、過誤調整等のように、広域的な対応が必要なものや一定の専門性が求められるものなど、市町村のみでは効率的に対応しきれない場合があります。

また、今回の国保制度改革により、同一都道府県内の市町村間で被保険者の住所の異動があった場合でも、高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されることとなりました。

本項では、国保財政を「支出面」から管理する上で、保険給付の実務が法令等に基づく統一的なルールに従って行われ、必要な方に必要な保険給付が確実になされるようにするために取組事項等を定めるものとします。

2 現状

(1) レセプト点検の実施状況

国保連に委託	15 市町村
民間企業に委託	1 市町村
自庁実施	10 市町村

平成 28 年度府による指導点検件数 4 件

平成 29 年度府による指導点検件数(予定) 4 件

(平成 29 年度レセプト点検実施体制調査)

(2) 第三者行為求償の実施状況

第三者行為求償の疑いレセプトを抽出し、被保険者へ確認	22 市町村
損保協会等と覚書を締結	26 市町村
うち、連携した対応実施	17 市町村
評価指標について、数値目標を設置	26 市町村
求償アドバイザーの招聘研修実施	平成 28 年度、29 年度実施

(3) 高額療養費の支給申請勧奨の実施状況

高額療養費制度は、被保険者がひと月に医療機関等の窓口で支払った一部負担金の額が所得等に応じた上限額を超えた場合に、超えた額を支給する制度ですが、支給を受けるに当たって、被保険者は原則として、保険者へ申請を行う必要があります。

平成 28 年度において、被保険者に対し、支給申請の支給申請勧奨を行っているのは府内 18 市町村となっています。

(4) 療養費の支給状況

平成 27 年度京都府療養費	4,373 百万円 (国民健康保険事業年報)
柔道整復療養費に係る医療費通知実施市町村	26 市町村
うち、1 年分漏れなく送付	21 市町村
柔道整復療養費に係る被保険者 (患者) 照会実施市町村	10 市町村

(5) 保険者間調整の実施状況

被保険者資格の喪失後に旧の被保険者証を提示して医療機関を受診した場合に、当該被保険者は、旧保険者に保険給付費を返還し、現保険者に療養費を請求することが原則です。

しかし、被保険者の負担の軽減及び旧保険者の速やかな債権回収を考慮し、新旧の保険者間で費用のやりとりを行う方法 (保険者間調整) が平成 26 年度から制度化されました (平成 26 年 12 月 5 日付け保国発第 1205 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長等通知)。実施に当たっては、保険者の事務処理の負担を軽減する観点から、国保連に精算業務の一部を委託することができることとされました。

平成 27 年度における実施件数は、7,706 件 (国保連集計) となっています。

3 取組

(1) 高額療養費の多数回該当の取扱い

ア 高額療養費の多数回該当

従来、高額療養費を受けた回数は、被保険者が他市町村に住所異動し、加入する市町村国保が変わった場合は、なかったもの (リセット) とされていましたが、今回の国保制度改革により、都道府県の区域内に住所を有する者が被保険者とされたことから、同一都道府県内の市町村への住所の異動があっても資格取得・喪失の異動はなく、高額療養費の多数回該当を通算することとなりました。

イ 世帯の継続性の判定基準

府内の他市町村へ住所異動があった場合、高額療養費の多数回該当が通算されるためには、当該世帯が同一世帯であること (世帯の継続性) が前提となります。

世帯の継続性の判定は、家計の同一性、世帯の連続性を考慮して行うものとされているため、判定基準については、国から示された参酌基準により判定を行うこととします。

なお、府外又は同一市町村内で住所異動があった場合についても、世帯の継続性の判定は同様に取り扱います。

I 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合

世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認めます。

①他の世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わら

ない異動（異動に伴い世帯主の変更があっても可）

- ②他の世帯と関わらず、資格取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う異動（出産・死亡、社会保険加入・離脱、生活保護開始・廃止等が該当）

II 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合

- ①世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認めます。
②転入する世帯の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認めます。

※ 高額療養費制度は、世帯主の療養に要した費用は世帯主が負担したものと取り扱った上で、家計の負担軽減を図ることを目的としており、世帯を主宰し、主たる生計維持者である世帯主に着目して世帯の継続性を判定することを原則とする。

- ウ 高額療養費の申請勧奨業務及び算定業務の共同化について
（第7の2（6）に記載）

（2）資格の遡及適用による療養費の支給の判断基準

法及び国民健康保険法施行規則の規定により、世帯主は、国保の資格を取得した日から14日以内に市町村に届けることが義務付けられています。しかし、14日を超えても届出が行われず、一方で、届出までに被保険者が被保険者証を提出せずに保険医療機関を受診した場合、市町村は、期間内に届出がなかったことについてやむを得ない理由があったと認めるときに療養費を支給しています。

国から「やむを得ない理由」としては、災害や本人の病気等で届出ができない場合に加え、「忘れていた」、「忙しかった」という理由も該当するとの考え方が示されたことを受け、期間内に届出を行わなかったことについて事情等を確認し、基本的には、資格取得日に遡及（給付の時効を考慮）して療養費の支給を行っていくこととします。これについては、被用者保険を脱退したことによる資格の取得や府外市町村からの転入に伴う療養費の遡及給付についても同様の取扱いとします。

（3）第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

第三者行為求償の取組強化に向け、市町村においては、事務の取扱いに関する数値目標の設定や国保連の求償アドバイザーの招聘研修等のほか、損害保険会社との取り決めの締結、自動車安全運転センターとの連携強化を図ります。

府は、求償事務の継続的な改善・強化が図られるよう、市町村が定める数値目標や取組状況を把握し、広域化協議会等の機会を捉え、全国及び府内の好事例の情報共有を図ります。

また、過誤調整等の適正な取扱いについて、保険者間調整を進めます。

（4）療養費の支給の適正化

療養費の支給の適正化に向け、府が中心となり、保険者間で療養費に関する疑義情報の共有化を図り、先進的な取組の事例研究や保険者間意見交換会を実施するほか、施術所への制度周知研修や被保険者への制度周知を図ることで、地域の実情に応じた市町村の適正化に向けた取組を推進します。

また、国の専門委員会で検討されている療養費の支給の適正化に係る取組に府として対応するとともに、市町村が対応できるよう支援します。

(5) 給付点検に関する取組強化

府において、市町村が行った給付に係る点検指導を地域の実情に応じて行います。

また、府において、審査機関である国保連、社会保険診療報酬支払基金京都支部、指導機関である近畿厚生局と連携することにより、広域的な点検に適する不正請求事案を見出し、今後の点検指導の充実を図ります。

(6) 不正利得の回収に関する取組強化

保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合、府が債務者と交渉を行い、債権額の確定、返還方法等を取りまとめ、費用返還を求めることとします。

(7) 海外療養費の支給の適正化

海外療養費の費用の算定に関しては、国内において保険医療機関以外の病院等で療養を受けた場合と同じ算定の例によることを原則とし、これによることが困難な場合は、国内における同様の傷病に係る療養に要する費用の実績額によって算定することをもやむを得ないとされています。しかし、支給申請書の添付書類に基づき費用額を算定することは、市町村では費用算定の専門知識がないことなどが課題となっています。

よって、支給額の算定を一括して実施できるような仕組みづくりを、今後検討していきます。

第6 保健事業の充実（健康寿命の延伸）

～市町村等と連携した健康の維持・増進対策を促進～

1 趣旨

国民皆保険制度を支える国保制度の安定化を図るためには、保健事業の充実を図り、健康寿命の延伸に繋げていくことが重要であり、市町村や関係団体とも連携し、予防・健康づくりを促進していきます。

取組を進めるに当たっては、京都府保健医療計画及び京都府高齢者健康福祉計画並びに京都府中期的な医療費の推移に関する見通しとの整合を図ることとします。

2 現状

(1) 特定健診・特定保健指導の実施状況

<特定健康診査(平成27年度)>

- ・府内市町村平均 32.0%
- ・全国市町村平均 36.3%

(平成27年度市町村国保特定健康診査・特定保険指導実施状況概況(国保中央会))

(平成26年度)

- ・国目標値(60%)を達成 0市町村
- ・全自治体の上位3割(45.2%)を達成 4市町村
- ・全自治体の上位5割(39.4%)を達成 10市町村(上記4市町村を除く)

(平成28年度保険者努力支援制度)

<特定保健指導(平成27年度)>

- ・府内市町村平均 17.3%
- ・全国市町村平均 25.1%

(平成27年度市町村国保特定健康診査・特定保険指導実施状況概況(国保中央会))

(平成26年度)

- ・国目標値(60%)を達成 0市町村
- ・全自治体の上位3割(46.5%)を達成 1市町村
- ・全自治体の上位5割(30.2%)を達成 2市町村(上記1市町村を除く)

(平成28年度保険者努力支援制度)

(2) 後発医薬品の使用状況、差額通知の実施状況

<平成27年度実績>

- ・府内市町村後発医薬品割合 60.0%
- ・全国市町村後発医薬品割合 65.0%

(平成27年度調剤医療費の動向(厚生労働省))

- ・全自治体の上位1割(67.9%)を達成 1市町村
- ・全自治体の上位3割(62.2%)を達成 4市町村(上記1市町村を除く)
(平成28年度保険者努力支援制度)
- ・差額通知実施 19市町村
(平成28年度実施状況報告)

<平成28年度実施状況>

- ・使用割合及び薬剤費額の把握 22市町村
- ・年齢別等の類型化、事業目標の設定 4市町村
- ・差額通知実施後、切り替えの確認 16市町村
(平成28年度保険者努力支援制度)

(3) 重複投薬への訪問指導の実施状況

3市町村実施 (平成28年度保険者努力支援制度)

(4) 糖尿病重症化予防事業の実施状況

7市町村実施 (平成28年度保険者努力支援制度)

(5) 保健事業の実施状況(データヘルス計画の策定状況)

- ・データヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的な実施
: 19市町村 (平成28年度保険者努力支援制度)

(6) 医療費通知の実施状況

- ・1年分を対象、入院・通院別表示等の要件を満たした医療費通知の実施: 21市町村
(平成28年度保険者努力支援制度)

3 取組

上記の現状や保険者における予防・健康づくり等のインセンティブ強化のため創設された保険者努力支援制度の評価指標を踏まえた取組を行い、府は各市町村の状況を把握し、実情に応じた形で、今後アウトカム評価に移る指標に対応できるよう支援します。また、事業を推進するに当たり、国の特別調整交付金の更なる確保を図ります。

<保険者努力支援制度>

医療費適正化への取組や国保固有の構造問題への対応等を通じて保険者機能の役割を發揮することにより、国保の財政基盤を強化する観点から、適正かつ客観的な評価指標に基づき、保険者としての努力を行っているとは評価される都道府県や市町村に対し交付金を交付する制度。

○実施時期

- ・平成30年度本格実施

○評価指標

[市町村分]

【保険者共通の指標】

- ① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- ② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
- ③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
- ④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
- ⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
- ⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

【国保固有の指標】

- ① 収納率向上に関する取組の実施状況
- ② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
- ③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
- ④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
- ⑤ 第三者求償の取組の実施状況
- ⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

[都道府県分]

- ① 主な市町村指標の都道府県単位評価
- ② 医療費適正化のアウトカム評価
- ③ 都道府県の取組状況

○平成28年度実績（市町村分のみ）

京都府内市町村平均得点 106.73点

(全国平均 128.67点、全国41位)

(1) 特定健診・特定保健指導等

先進的取組好事例研修の実施のほか、京都府医療保険者協議会を通じて、各保険者及び関係団体の連携のもと広報の充実や受診機会の確保を図り、実施率向上を目指します。

また、歯周疾患（病）健診の推進、市町村が実施する健康づくりや介護予防等認知症予防につながる事業を支援します。

(2) 後発医薬品の理解促進

先進的取組好事例研修の実施のほか、保健環境研究所による先発医薬品との同等性確認試験の実施、薬局を通じた後発医薬品に係る正しい知識の普及啓発等、京都府後発医薬品安心使用対策協議会を通じ、関係団体連携のもと、後発医薬品の使用に関する理解の促進を図ります。

(3) 重複投薬への指導

先進的取組好事例研修の実施、かかりつけ薬剤師・薬局の普及による服薬情報の一元的管理の促進などにより、医薬品の適正使用を促す取組を進めます。

(4) 糖尿病重症化予防事業

医師会、関係団体等との連携を更に強め、京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及を図り、事業を実施する市町村の拡大を図ります。

(5) データヘルス計画

計画策定や計画に基づく事業実施評価に係る支援を行い、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。

(6) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくことに繋がることから、全市町村で、1年分を対象、入院・通院別表示等の要件を満たした通知を目指します。

(7) きょうと健康長寿・未病改善センターの活用

きょうと健康長寿・未病改善センターのデータ分析により、市町村ごとの課題を見据えた保健事業の推進を支援します。

第7 事務の広域的及び効率的な運営の推進

～事務の広域化とともに、広報の充実に努め、 国保を皆で支える機運づくりを醸成～

1 趣旨

市町村が担う事務の種類や性質によっては、市町村が単独で行うのではなく、より広域的（共同的）に実施することにより効率化することが可能なものもあります。また、事務自体は市町村で行うものの、手続きや判断基準を府内で標準化することで、市町村の業務が効率化したり、被保険者にとってわかりやすくなるものがあります。

本項においては、府が市町村と協議を行った結果、市町村の事務を共同化・標準化することとなった取組を定めるものです。なお、一部については、整理すべき課題があることから、引き続き検討していきます。

2 取組

(1) システムの共同化

全国の市町村で、制度改正等のたびにシステム改修対応が必要となり、特に小規模町村で負担が大きいことから、国は、市町村事務の効率化・コスト削減、標準化を図るため、「市町村事務処理標準システム」（以下「標準システム」という。）を新規開発し、希望する市町村に対して平成30年度から無償配布を行うこととされました。

今後、クラウド環境の構築も見据え、府、市町村、国保連等の関係者で標準システムの導入を検討していきます。

(2) 保険料及び一部負担金の減免基準

生活困難者の医療機会の確保の観点から、「標準的な国民健康保険料（税）・一部負担金の減免基準について」（平成24年3月19日付け4医企第153号京都府健康福祉部長通知。以下「減免基準」という。）において、保険料及び一部負担金について、標準的な減免基準を示しています。

その取扱いについては、各市町村が減免基準の考え方を踏まえつつ独自の基準を定めることは差し支えないものとし、特に、独自の基準が減免基準よりも広い場合は、これを狭める必要はないものとしています。

今後、市町村間の保険料水準が平準化し、府内統一の保険料率を検討していく場合には、これら減免基準の取扱いの統一も検討していくこととします。

(3) 高額療養費の多数回該当の取扱い

多数回該当の通算を行うための世帯の継続性の判定基準については第5の3（1）イのとおり。

(4) 研修事業

これまで、府及び国保連において、以下のように保険者等向け研修事業を行ってきたところです。今後も引き続き、市町村等の意見を聞きながら、タイムリーなテーマを設定し、開催していきます。

<従来から実施している府と国保連共催による研修（例）>

『国民健康保険事務担当初任者研修会』

趣旨：新任の国保事務担当者に対して、国保制度の大枠についての理解を深め、事務を進めて行く上での下地を築くことができる機会を提供する。

対象：国保事務の初任者（市町村等）

開催時期：毎年5月頃

内容：制度概要、資格、保険料（税）、保険給付、国保連の概要、市町村担当者による講演、グループ討論等

『国民健康保険事務担当者研修会』

趣旨：国保制度をめぐる情勢が複雑・多様化する中で、その現状と将来に対する認識を深め、国保事業の適正な事業運営に資することを目的とする。

対象：市町村の国保主管課長、事務担当者、賦課徴収担当者等

開催時期：毎年9月頃

内容：その時々テーマに応じて講演や研修を実施

『国民健康保険事業運営研修会』

趣旨：医療保険制度の現状及び課題への認識を深め、国保事業の適正な事業運営に資することを目的とする。

対象：市町村長、市町村国民健康保険運営協議会会長及び委員、市町村国保主管課長等

開催時期：毎年11月頃

内容：その時々テーマに応じた講演

(5) 広報事業

これまで、国保連では保険者支援として、国保制度に関する情報や健康に対する知識の普及、国保事業運営を円滑に推進するための総合的な広報活動を行ってきました。引き続き、府、市町村及び国保連が連携、協力し、広報事業を取り組んでいくこととします。

<これまでの事業例>

- ・機関誌「京都の国保」をホームページ上に掲載
- ・マスメディアやポスターによる啓発宣伝（保険料（税）納付、特定健診受診勧奨等）

(6) その他、今後取組検討

○高額療養費の申請勧奨業務及び算定業務

高額療養費は、世帯主の申請により市町村が支給するものですが、申請漏れ

を防止する観点から、制度の周知に努めることが必要です。

市町村の広報紙やホームページ等で制度の周知を図るとともに、高額療養費が支給可能な世帯主に対して、予定額をあらかじめ印字した支給申請書を送付し、申請者が口座番号等必要な内容を記入して返送すれば手続きが完了するような申請勧奨を行うことが望ましく、すべての市町村で実施していくことを目指します。

○被保険者証の有効期限及び発行の共同実施

被保険者証については、市町村ごとに、有効期限や更新時期が異なっています。これらは、適正な資格管理や収納対策、発行業務量等を勘案し、各市町村独自で定めているものです。今後、府内市町村の保険料率の統一化の検討と併せ、被保険者証の有効期限等の統一化についても検討していきます。

表 7-1 被保険者証の有効期限と発行時期の状況（H28 年度）

有効期間	有効期限	市町村数
1年	11月末	1
1年	3月末	1
2年	7月末	1
2年（※）	3月末	23

※奇数年更新と偶数年更新の市町村がある。

70歳以上の被保険者は、保険医療機関等において被保険者証とともに一部負担金割合を記載した高齢受給者証を提示する必要があります。高齢受給者証の更新時期は全市町村同一（8月～7月）ですが、共同発行については被保険者証との一体化も含めて今後の検討課題とします。

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

1 趣旨

都道府県は、従来から広域的な立場から医療提供体制の確保や保健医療サービスや福祉サービスを推進する上での役割を果たしてきました。平成30年度から都道府県も市町村と同様に国保の保険者として、国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。地域医療構想を含む医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組みとすることにより、都道府県が住民負担の面から地域医療の提供体制の姿を考えていくこととなり、これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資することが期待されています。また、医療面だけでなく、保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進することが可能となります。

本項では、こうした医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組を定めるものです。

2 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

(1) 地域包括ケアサービスの構築に向けた国保の取組について

今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を目途に、高齢者が重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアサービス）の構築を市町村と都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされています。

地域包括ケアシステムは、地域の地勢、生活文化、社会資源などによりそれぞれ異なり、正解の形があるわけではなく、「わがまち」流の仕組みを考え、その実現を目指して取組を進めることが必要です。

今後の高齢化の進展を踏まえると、地域包括ケアシステムは、介護保険・医療提供体制だけで取り組むものではなく、国保の保険者も取り組むことが重要です（国保は、65歳以上の高齢者の割合が約4割で、医療費の割合も半数以上と高い。）。

国保として行う取組としては、次のようなものが考えられます。

①課題を抱える被保険者の把握と働きかけ

- ・KDBデータなどを活用したターゲット層の洗い出し
- ・洗い出された被保険者に保健師の訪問活動などにより働きかけ
- ・リスクが高い者に係る情報の地域サービス関係者との共有、地域ケア会議などでの地域関係者との意見交換

②地域で被保険者を支える仕組みづくり

- ・健康教室等地域住民の参加するプログラムの開催、自主組織の育成
- ・介護保険で進められている日常生活支援事業、在宅医療・介護連携など地域

支援事業や介護保険事業計画に基づく事業などへの参加・協力
・介護担当と協力した在宅医療体制の構築の支援、総合的な医療・介護チームづくり

③地域で被保険者を支えるまちづくり

・医療・介護・保健・福祉・住まいなど暮らし全般を支えるための直面する課題、将来の地域の動向、必要なサービス・人材・資源、地域にある既存の資源、地域でできること、必要な仕掛けなどについて議論
・国保保険者として企画担当者・保健師が積極的に参加

④国保直診施設の積極的な活用

・国保直診施設において地域に不足する様々なサービスを実施
・地域のサービスのコーディネート
・地域づくりの司令塔の役割

国保による地域包括ケアシステム構築に対する取組に対しては、保険者努力支援制度の評価項目になっており、取組を行う自治体を評価し、交付金を交付するインセンティブ措置が整備されています。

(2) 他計画との連携

地域包括ケアの取組を推進するため、「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害福祉計画」等と連携して取組を進めていきます。

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

1 京都市市町村国保広域化等に関する協議会の設置

国保運営方針は、3年ごとに見直していきますが、市町村との連携会議の場として、適宜、京都市市町村国保広域化等に関する協議会で市町村、国保連等と調整を行います。

必要に応じて、協議会の下に設置する推進会議（課長相当職）、部会（課長補佐、係長相当職）、検討班（担当者）で検討を行い、協議会に提案していきます。

2 PDCAサイクルの実施

国保運営方針に基づき実施する事業は、実施状況を定期的に把握・分析し、評価を行うことで検証していくことが必要で、協議会や国保運営協議会において評価を行い、見直していくことでPDCAサイクルを循環させていきます。

①国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

②国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

(略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会 長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(招集通知)

第5条 会長は、原則として、会議開催日10日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第7条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第8条 出席した委員又は第3条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の1人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第9条 議長は、第3条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第10条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議事)

第11条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠席)

第12条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第13条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第14条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第15条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

(1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

(1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

(1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成 24 年 12 月 5 日 4 政第 190 号総務部長通知）6 の(2)の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 28 日

京都府国民健康保険運営協議会

会長 井上 恒男

- 1 会議（京都府国民健康保険運営協議会運営規程第 3 条に規定する会議をいう。以下同じ。）は、これを公開して開催するものとする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 1 により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領（以下「傍聴要領」という。）を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

別紙

傍 聴 要 領

京都府国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、13時30分から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員（本日は、10名）に達したときは、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。